

障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内

平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっていました。
- このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、① 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設しました。

! 障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告する義務があります

障害福祉サービス等の施設・事業者

<障害福祉サービス等情報>

- 基本情報
(例) 事業所等の所在地
従業員数
営業時間
事業所の事業内容 等
- 運営情報
障害福祉サービス等に関する
具体的な取組の状況
(例) 関係機関との連携
苦情対応の状況
安全管理等の取組状況等
- 都道府県が必要と認める事項
(任意)

7月未
までに **報告**

都道府県等

- 障害福祉サービス等情報の公表
施設・事業者から報告された情報を
集約し、公表。

閲覧
(インターネット)

利用者

必要に
応じて
調査

- 障害福祉サービス等情報の調査
新規指定時、指定更新時、虚偽報告が
疑われる場合などにおいて、必要に応じ訪問
調査を実施し、結果を公表に反映。

反映

※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。


- 下記サービス（基準該当サービスは除く）の指定を受けている事業者及び当年度中に新規指定を受けてサービスを提供しようとする事業者が報告の対象となります。

1. 居宅介護	6. 生活介護	11. 自立訓練（生活訓練）	16. 就労定着支援	21. 地域相談支援（定着）	26. 放課後等デイサービス
2. 重度訪問介護	7. 短期入所	12. 宿泊型自立訓練	17. 自立生活援助	22. 福祉型障害児入所施設	27. 居宅訪問型児童発達支援
3. 同行援護	8. 重度障害者等包括支援	13. 就労移行支援	18. 共同生活援助	23. 医療型障害児入所施設	28. 保育所等訪問支援
4. 行動援護	9. 施設入所支援	14. 就労継続支援 A 型	19. 計画相談支援	24. 児童発達支援	29. 障害児相談支援
5. 療養介護	10. 自立訓練（機能訓練）	15. 就労継続支援 B 型	20. 地域相談支援（移行）	25. 医療型児童発達支援	

障害福祉サービス等情報の報告手順について

障害福祉サービス等情報の報告については、「障害福祉サービス等情報公表システム」をご利用ください。

手順1

 このマークは、障害福祉サービス等情報公表システムで事業者が行う手続きを示しています。

 **事業所を所管する都道府県等に法人・事業所基本情報を報告してください。**

都道府県等担当者が、情報公表システムに法人の基本情報等を入力します。


(※) 昨年度、都道府県等担当者が、事業者の基本情報について既に登録を行った事業者宛てには、情報公表システムよりID等を5月8日（火）に通知しています。もし、事業者宛にID等が届いていない場合は、下記お問合せ先までご連絡ください。


手順2

情報公表システムより、ログインID・パスワードが通知されます。

 **ID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。**

手順3

 **入力内容を確認後、都道府県等へ報告します。**

- 都道府県等担当者が、申請内容を確認し、以下の手続きを行います。**
- ・ 内容に不足等があれば、差し戻します。  (修正の上、再度報告します。)
 - ・ 内容に特段問題がなければ、承認します。

7月末
までに報告してください。*

※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

都道府県等による承認後、報告内容がWAM NETに公表されます。

(※) 平成30年度においては、9月末を目途に全国一斉に公表する予定です。

☆ 長崎県からの障害福祉サービス等情報公表制度に関するお知らせをご確認ください。

長崎県 障害福祉サービス等情報公表制度

検索 

☆ WAM NETにおいて、本システムに関するお知らせや操作説明書（マニュアル）等の資料を掲載していますので、是非ご利用ください。

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>



お問い合わせ先：

長崎県福祉保健部障害福祉課自立就労支援班

Tel:095-895-2455 Fax:095-823-5082

災害時情報共有システムについて

1. 概要

- ・災害発生時における障害福祉サービス事業所の被害状況等を自治体、国の間で共有するためのシステムで、令和3年度から運用開始
- ・対象となる災害が発生した際、障害福祉サービス事業所は、本システムを通じて状況の報告を行い、自治体、国においては、事業所から報告された被災状況を速やかに確認・把握したうえで、必要な支援を実施（現時点では、事業所所在市町への被害状況報告を行ってもらっている）

2. 利用方法

- ・独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報共有システム」に事業所情報を登録（必須）
- ・「災害時情報共有システム」に必要情報の登録
- ・災害発生時に県から本システムへの被災情報の登録依頼

3. 災害時情報共有システムの訓練

- ・厚生労働省は、令和3年度から本システムの運用を開始しているが、令和5年度から5年間で、すべての社会福祉施設及び事業所が「災害時情報共有システム」の訓練を実施することを計画している（年次計画は別紙参照）。
R6年度は、大村市、平戸市、壱岐市、東彼杵町、川棚町、新上五島町に所在する施設・事業所の予定とされている。

4. 依頼事項

- ・台風や大雨等の災害発生時には、事業所所在市町への被害状況報告を依頼しているが、システムによる被害状況把握に移行するため、「災害時情報共有システム」への必要事項の登録をお願いしたい。
- ・「災害時情報共有システム」への必要事項の登録のためには、「障害福祉サービス情報共有システム」に事業所状況が正しく登録されている必要があるため、同システムへの事業所情報の登録を併せてお願いしたい。

事務連絡
令和5年3月30日

都道府県
各 指定都市 社会福祉施設等所管課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

災害時情報共有システムの5か年訓練計画について

平素より社会福祉施設等の適正な運営の確保にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害発生時における児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設の被災状況等を把握する「災害時情報共有システム」については、令和3年度より運用開始しており、災害想定訓練につきましても同年8月より実施しているところです。

災害発生時において、災害時情報共有システムを活用し被災状況を迅速に把握するためには、当該システムの操作に習熟し、弊省と自治体間、自治体と施設・事業者間で緊密な連携が取れていることが非常に重要です。そのため、平時において災害を想定した訓練を実施することにより、システム運用上の課題を把握し改善していくことが、災害時情報共有システムの円滑な運用、ひいては被災施設への迅速かつ適切な支援に繋がるものと捉えております。

そのような観点から、令和3年度より災害時情報共有システムの訓練を実施してまいりましたが、すべての社会福祉施設及び事業所が訓練に参加し、被災情報の収集と適切な支援を迅速に行うことができるよう、令和5年度から令和9年度にかけて5か年の訓練計画を都道府県別に策定いたしました（別紙1）。訓練実施年度や対象自治体等に係る変更等のご相談につきましては可能な限り対応いたしますので、事前にご連絡下さいますようお願いいたします。

また、訓練の詳細につきましては、令和5年度から対象自治体数及び施設・事業所数が増えることを踏まえ、令和5年度訓練計画（別紙2）に記載の訓練予定日の2カ月ほど前に事務連絡にて教示いたしますので、各施設所管部署、管内自治体及び管内施設・事業所への周知、連絡及び協力依頼等、調整方よろしくお願いいたします。

事務連絡
令和5年5月25日

長崎県福祉保健部福祉保健課 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

災害発生時における被災状況等を把握するシステムの訓練について

平素より社会福祉施設等の適正な運営の確保にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害発生時における児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設の被災状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和3年4月15日付け子発0415第4号・社援発0415第5号・障発0415第1号・老発0415第5号）において、令和3年度より運用開始する旨を連絡しているところです。

災害発生時において、災害時情報共有システムを活用し被災状況を迅速に把握するためには、当該システムの操作に習熟し、弊省と自治体間、自治体と施設・事業者間で緊密な連携が取れていることが非常に重要です。そのため、平時において災害を想定した訓練を実施することにより、システム運用上の課題を把握し改善していくことが、災害時情報共有システムの円滑な運用、ひいては被災施設への迅速かつ適切な支援に繋がるものと捉えております。

こうした観点から、令和5年度災害時情報共有システムの災害想定訓練における対象自治体数を増やし、下記要領にて実施することといたしました。各施設所管部署、該当自治体及び管内施設・事業所への周知、連絡及び協力依頼等、調整方よろしくお願いいたします。

記

1. 災害想定訓練実施日時

令和5年7月7日（金）10:00～17:00

2. 訓練実施自治体

別紙1のとおり

3. 訓練実施施設・事業所

別紙1で示す自治体におけるすべての児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設

4. 想定災害
豪雨

5. 訓練の流れ
別紙2のとおり

6. 留意事項

システム操作の方法については、事前に操作マニュアルや説明動画等での確認をお願いいたします。

(参考) システム操作説明動画、資料の掲載場所

- 児童関係施設システム (説明動画)

URL: <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisyskodomom/>

- 障害児者関係施設システム (説明動画)

URL: <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/>

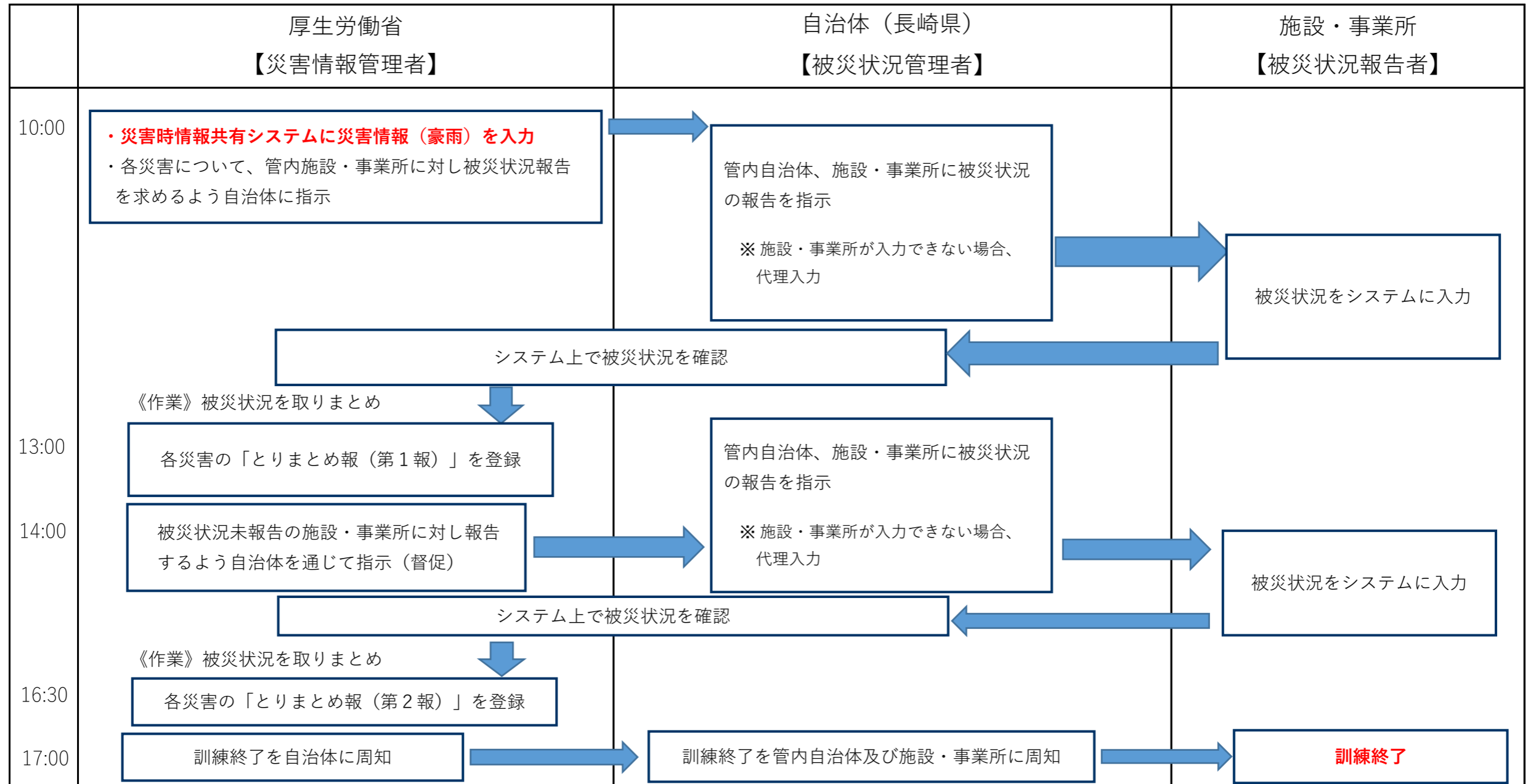
- 高齢者関係施設システム (説明資料)

URL: <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

長崎県 災害時情報共有システム 災害想定訓練 5 年計画

区分	自治体名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
市	中核市	長崎市			○	
	中核市	佐世保市				○
		島原市				○
		諫早市	○			
		大村市		○		
		平戸市		○		
		松浦市	○			
		対馬市	○			
		壱岐市		○		
		五島市				○
		西海市	○			
		雲仙市				○
		南島原市				○
	町		長与町			
		時津町	○			
		東彼杵町		○		
		川棚町		○		
		波佐見町				○
		小値賀町				○
		佐々町	○			
		新上五島町		○		

災害想定訓練当日の流れ



～障害者支援施設等の皆さまへ～

災害発生時の被災状況の報告の仕組みが変わります！
(簡単・スピーディーに！)



PC・スマホから、被災内容が報告できる



災害時情報共有システム

をご利用ください！



地震や台風などが発生したら・・・？



災害が発生すると、自治体から被災状況の報告を求めるメール（※）が届きます。メールを受信したら、メール内のURLをクリックし、被災状況の報告（被害のあり・なしや被災内容）を行ってください。



このメールアドレスから
メールが届きますので
受信設定をお願いします。

s-saigai@wamnet.wam.go.jp

※厚生労働省が本システムに登録をした災害時に、WAM NETの「障害福祉サービス等情報公表システム」に登録されているシステムからの連絡用メールアドレスまたは、各自治体より本システムに登録された各事業所の緊急連絡先メールアドレスに送信されます。

特徴

①

メールが届いたら
URLをクリック！
IDやパスワードの
入力は不要です！
(すぐに報告できます！)

特徴

②

時間の経過で
変化する被災状況
について、
都度、最新状況の
登録が可能です！



【被災状況報告指示メールを受信したら・・・？】

2ステップで被災状況報告をお願いします！

簡単な操作で
すぐできる！

1 自治体からメールを受信したら、システムにアクセスします

災害発生 !!

地方自治体



施設の皆さまに
メールが届きます！



From: **s-saigai@wamnet.wam.go.jp**
Subject: [障害者支援施設等災害時情報共有システム] 被災状況報告指示 (〇〇県)

このアドレスから
メールが届きます！



送信されるメール例

〇〇事業所 ご担当者様 台風や地震などの
災害名が入ります。

〇〇県から〇〇災害の被災状況報告指示が発せられました。
以下に記載したURLを用いてシステムにアクセスし、施設の被災状況を報告してください。

アクセスURL 〇〇施設 : <https://www.wam.go.jp/s-saigai/~>

アクセスURLを
クリック！

災害情報確認後、以下の手順にて施設の被災状況報告を実施してください。
手順1.システムにアクセスし、被災状況を入力する。
手順2.画面左下の登録ボタンをクリックする。

※本メールはシステムから自動送信されていますので、返信はしないでください。

※初回アクセス時は利用規約の承認をお願いします。

2 被災状況を報告します

被害なしの場合

障害者支援施設等災害時
情報共有システム

被災状況報告

災害名称 : 〇〇災害
施設名称 : 〇〇事業所

登録

報告時の注意事項等

上記の災害名称、施設名称に対する被災状況を報告する際は、「被害なし」を選択して登録ボタンをクリックしてください。

同施設内のサービス毎に報告していた場合があります。

最終更新者

最終更新日時

実員: 人 + -

被害なし 被害あり

① 「被害なし」を
クリック

② 「登録」ボタンを
クリックし完了

被害ありの場合

障害者支援施設等災害時
情報共有システム

被災状況報告

災害名称 : 〇〇災害
施設名称 : 〇〇事業所

登録

報告時の注意事項等

上記の災害名称、施設名称に対する被災状況を報告する際は、「被害あり」を選択して登録ボタンをクリックしてください。

同施設内のサービス毎に報告していた場合があります。

最終更新者

最終更新日時

実員: 人 + -

被害なし 被害あり

■ 人的被害の状況

被害有無

① 「被害あり」をクリックし、以下
に続く「人的被害の状況」などの
各項目に、状況を入力します。
※ 回答できる範囲での報告で大丈夫です！

② 入力したら、
「登録」ボタンを
クリックし完了

※後から追加で報告
することも可能です
ので、その都度、
分かる範囲を報告
して下さい。

? 困ったときは・・・

① 被災状況報告のメールを紛失したら？

→右記URL (<https://www.wam.go.jp/s-saigai/DIS050100E00.do>)にて、メールアドレス欄に施設連絡先メールアドレスまたは災害時緊急連絡先メールアドレスを入力して、「被災状況登録メール送信」ボタンをクリックすると、メールを受信できます。

② 登録されているメールアドレスの変更を行いたい。

→①のURL内のメールアドレス欄に施設連絡先メールアドレスを入力して、「施設情報登録メール送信」ボタンをクリックすると、施設情報更新申請用メールが受信できますのでメール記載のUFjōから所管自治体へ変更申請が可能です。

